

右御尋ニ付奉申上候

川邊竹木炭薪問屋行
本八丁堀五丁目家持つよ後見丸屋五郎兵衛煩ニ付
代新五兵衛三人以下略

文久元酉年四月

御番所様

奥川薪書上

乍恐以書付奉申上候○中略

一高瀬船ニ而積來候國々

武藏下總常陸上野下野

右五ヶ國仕候薪荷物奥川筋運送仕候間古來より奥川荷物と唱來申候○中略

川邊竹木炭薪問屋組々行
本所柳原三丁目家持龜屋事

文久元酉年四月

太吉人外略

〔浪花街迺噂三〕万松イヤ臺所のおはなしで思ひ出しあしたが、此間途中で見かけやしたが薪を大壯貫目に掛て居やしたが、あれはどうするのでムリヤス子鶴人大坂では江戸とちがつて薪を目に掛て賣ヤス二十貫目を一掛としやして、上薪で五百文より五百五十位、雜木で四百から四百五十文位でムリヤス千長へ、引それでは江戸のやうに壹分に幾束といふ訣ではありせんね、炭も目で賣やすか、鶴人いへく炭は江戸の通りでムリヤス

〔日本書紀神武〕戊午年九月、勅道臣命今以高皇產靈尊朕親作顯齋(顯齋圖詩恰破毗)用汝爲齋主授以嚴媛之號○中薪名爲嚴山雷

〔百練抄十三〕河寛喜三年九月十九日、近日壞取小屋成薪賣買事可停止之由仰武士并使廳被糺斷云々

薪雜載